

第1号議案

豊岡市過疎地域自立促進計画の変更について

豊岡市過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

（理由）事業内容の追加により、計画の変更を要するため。

豊岡市過疎地域自立促進計画（変更箇所）

変更箇所 （変更後計画 の頁、行等）	変更後				変更前			
	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振 興	(3) 計画 事業計画（平成28年度～32年度）							
	(8) 観光又 はレクリエ ーション	太鼓橋等改修事業	市	城崎	(8) 観光又 はレクリエ ーション	—	—	—
	(9) 過疎地 域自立促進 特別事業	川湊再生プロジェクト事業 北前ザンブニコ（わらび座） 公演 臨時特急列車運行事業（負担 金）	市 県	竹野 城崎 竹野	(9) 過疎地 域自立促進 特別事業	—	—	—

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後		変更前	
2 交通通信 体系の整備、情 報化及び地域 間交流の促進	(3) 計画 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)		(3) 計画 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)	
	事業名 (施設名)	事業内容	事業名 (施設名)	事業内容
	(1) 市町村 道 橋りょう	地蔵湯橋 (地蔵湯線) L=10.3m W=13.5m 小峠橋 (飯谷本線) L=11.5m W=4.7m 札幌橋 (目坂線) L=12.0m W=4.6m 0692 橋 (坊岡本見塚線) L=8.7m W=3.6m 横市橋 (下村桑野本線) L=14.0m W=3.6m	(1) 市町村 道 橋りょう	— — — — —
		事業主体	事業主体	事業主体
		市 市 市 市 市	市 市 市 市 市	— — — — —
		備考	備考	備考
		城崎 城崎 竹野 竹野 竹野	城崎 城崎 竹野 竹野 竹野	— — — — —

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後			変更前			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	事業 内容	事業 主体	備考
		0331 橋 (宇日小島線) L=8.3m W=3.6m	市	竹野	—	—	—
		西谷大橋 (天谷西谷線) L=10.7m W=5.0m	市	但東	—	—	—
		下奥山口橋 (唐川奥山線) L=11.4m W=5.5m	市	但東	—	—	—
		殿貝橋 (佐々木前原下線) L=10.9m W=5.2m	市	但東	—	—	—
		土橋 (栗尾奥赤線) L=7.6m W=4.0m	市	但東	—	—	—

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後			変更前			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	事業 内容	事業 主体	備考
		蔵雲寺橋 (蔵雲寺線) L=10.9m W=4.4m	市	但東	—	—	—
		西ヶ谷橋 (久谷2号支線) L=8.0m W=4.2m	市	但東	—	—	—
		水石橋 (水石線) L=11.1m W=5.8m	市	但東	—	—	—
		福延橋 (天谷西谷線) L=7.9m W=5.4m	市	但東	—	—	—
		奥山橋 (小谷日向線) L=7.5m W=3.4m	市	但東	—	—	—

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後				変更前			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		天洋橋 (旧京街道線) L = 11.3m W = 3.6m	市	但東				
		見谷橋 (水石寺坂線) L = 8.66m W = 10.3m	市	但東				
		第一森橋 (中藤線) L = 7.2m W = 4.7m	市	但東				
		主計大橋 (主計3号線) L = 10.8m W = 4.8m	市	但東				

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前
<p>(38～40 頁)</p> <p>3 生活環境 の整備</p>	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>① 上下水道</p> <p><u>水道施設については、3 地域には上水道 1 箇所、簡易水道 7 箇所、飲料水供給施設 1 箇所があり、全世帯に給水しているが、配水管、配水池等が老朽化している施設があり、改善する必要がある。また、水需要は、循環型社会への移行などから年々減少傾向になっているもの、安心安全な水を安定供給するため、施設の整備、維持管理が必要である。なお、平成 29 年度より簡易水道、飲料水供給施設等を廃止し上水道に統合する。</u></p> <p><u>下水処理施設については、3 地域では 22 カ所の処理場（公共下水道 1 カ所、特定環境保全公共下水道 3 カ所、集落排水 18 カ所）で汚水进行处理しているが、人口減少による計画汚水量の減少、また各処理場が改築、更新を迎えるに伴い、処理区の統廃合や設備の長寿命化を計画的に進め、維持管理の効率化を図る必要がある。また、環境にやさしい水循環システムと快適な暮らしを確保するため、汚泥の有効利用と水洗化の普及促進を図る必要がある。さらに、雨水幹線を整備し、水に強いまちづくりを進める必要がある。</u></p>	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>① 水道施設</p> <p><u>3 地域には上水道 1 箇所、簡易水道 7 箇所、飲料水供給施設 1 箇所があり、全世帯に給水しているが、配水管、配水池等が老朽化している施設があり、改善する必要がある。また、水需要は、循環型社会への移行などから年々減少傾向になっているもの、安心安全な水を安定供給するため、施設の整備、維持管理が必要である。</u></p> <p><u>なお、平成 29 年度より簡易水道、飲料水供給施設等を廃止し上水道に統合する。</u></p>

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前																																
	<p>(2) その対策</p> <p>① <u>上下水道</u></p> <p>ア 老朽化している水道施設を改善整備する。</p> <p>イ <u>下水道処理区の統廃合整備を進める。</u></p> <p>ウ <u>下水道処理施設の長寿命化対策を図る。</u></p> <p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (平成 28 年度～32 年度)</p> <table border="1" data-bbox="762 1043 1294 1809"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 下水処 理施設 公共下水 道</td> <td>下水道統廃合事業 切浜・竹野処理区統廃合</td> <td>市</td> <td>竹野</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下水道統廃合事業 相田・但東西処理区統廃合</td> <td>市</td> <td>但東</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下水道統廃合事業 平田・但東西処理区統廃合</td> <td>市</td> <td>但東</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(2) 下水処 理施設 公共下水 道	下水道統廃合事業 切浜・竹野処理区統廃合	市	竹野		下水道統廃合事業 相田・但東西処理区統廃合	市	但東		下水道統廃合事業 平田・但東西処理区統廃合	市	但東	<p>(2) その対策</p> <p>① <u>水道施設</u></p> <p>ア 老朽化している__施設を改善整備する。</p> <p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (平成 28 年度～32 年度)</p> <table border="1" data-bbox="762 248 1294 1003"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																															
(2) 下水処 理施設 公共下水 道	下水道統廃合事業 切浜・竹野処理区統廃合	市	竹野																															
	下水道統廃合事業 相田・但東西処理区統廃合	市	但東																															
	下水道統廃合事業 平田・但東西処理区統廃合	市	但東																															
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																															
—	—	—	—																															
—	—	—	—																															
—	—	—	—																															

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後			変更前			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	事業 内容	事業 主体	備考
		下水道統廃合事業 但東北・但東西処理区統廃 合	市	但東	—	—	—
		下水道統廃合事業 但東北・出石処理区統廃合	市	但東	—	—	—
		下水道統廃合事業 但東西・出石処理区統廃合	市	但東	—	—	—
	農村集落 排水施設	下水道長寿命化事業 農業集落排水事業	市	城崎 竹野 但東	—	—	—
		下水道長寿命化事業 漁業集落排水事業	市	竹野	—	—	—

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前																
(45頁) 5 医療の確 保	(3) 計画 事業計画 (平成 28 年度～32 年度) <table border="1" data-bbox="472 1043 716 1809"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 診療施 設 診療所</td> <td>但東齒科診療所 施設整備等、機器整備</td> <td>市</td> <td>但東</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(1) 診療施 設 診療所	但東齒科診療所 施設整備等、機器整備	市	但東	(3) 計画 事業計画 (平成 28 年度～32 年度) <table border="1" data-bbox="472 248 716 999"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 診療施 設 診療所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(1) 診療施 設 診療所	—	—	—
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考															
(1) 診療施 設 診療所	但東齒科診療所 施設整備等、機器整備	市	但東															
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考															
(1) 診療施 設 診療所	—	—	—															

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前																
(47～48頁) 6 教育の振 興	(3) 計画 事業計画 (平成 28 年度～32 年度) <table border="1" data-bbox="464 1043 715 1809"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 学校教 育関連施設 その他</td> <td>小学校除雪機整備事業 除雪機の配置・更新</td> <td>市</td> <td>城崎 但東</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(1) 学校教 育関連施設 その他	小学校除雪機整備事業 除雪機の配置・更新	市	城崎 但東	(3) 計画 事業計画 (平成 28 年度～32 年度) <table border="1" data-bbox="464 248 715 1003"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 学校教 育関連施設 その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(1) 学校教 育関連施設 その他	—	—	—
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考															
(1) 学校教 育関連施設 その他	小学校除雪機整備事業 除雪機の配置・更新	市	城崎 但東															
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考															
(1) 学校教 育関連施設 その他	—	—	—															

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前																				
(50頁) 7 地域文化 の振興等	(3) 計画 事業計画 (平成28年度～32年度) <table border="1" data-bbox="469 1043 810 1809"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設</td> <td>城崎国際アートルトセンター長寿 命化調査・対策事業</td> <td>市</td> <td>城崎</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	城崎国際アートルトセンター長寿 命化調査・対策事業	市	城崎	(3) 計画 事業計画 (平成28年度～32年度) <table border="1" data-bbox="469 248 810 1003"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	—	—	—	—	—	—	—	—
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																			
(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	城崎国際アートルトセンター長寿 命化調査・対策事業	市	城崎																			
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																			
—	—	—	—																			
—	—	—	—																			

第2号議案

豊岡市辺地総合整備計画の策定について

公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を、別紙「豊岡市辺地総合整備計画」のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

（理由） 辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため。

豊岡市辺地総合整備計画 (案)

平成 30 年度

平成 30 年 3 月

兵 庫 県 豊 岡 市

豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市竹野町三原辺地

(辺地の人口 94 人 面積 11.6 k m²)

1 辺地の概況

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 | 豊岡市竹野町三原 |
| (2) 地域の中心の位置 | 豊岡市竹野町三原二ツヤ 157 |
| (3) 辺地度数 | 137 点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地区は、市の中心部から西へ約 20 km 離れ、竹野川の上流で 2 つの溪谷から成り立つ山間部に位置する辺地地区である。

豊岡市ではスギ・ヒノキの人工林について、適切な保育事業(除間伐、搬出間伐等)及び林道・作業道等の森林路網の整備を実施することにより、森林の持つ水源かん養等の公的機能向上を図ると共に防災機能の強化に努めている。

林道奥山床瀬線は、豊岡市竹野町三原から豊岡市竹野町椒を結ぶ 8.3 km の森林管理道で昭和 63 年 9 月に開通した。沿線の利用区域は 518 ha (うち人工林 288 ha) であり、主伐・間伐等の施業が行われているが、林道開通から約 30 年が経過し、林道起点の三原側 650m の区間において、経年による林道法面の洗掘及びこれに伴う落石や土砂流出が顕著であり、林道側溝の土砂堆積も著しく、豪雨の際には林道路面にまで流入し通行が著しく困難になる事態となっている。

当林道は通勤に利用されており、地元集落からも林道補修への強い要望がある。

このことから、施設の延命化と通行の安全確保を目的に林道の補修整備を実施することで、更なる森林整備の推進を図るものである。

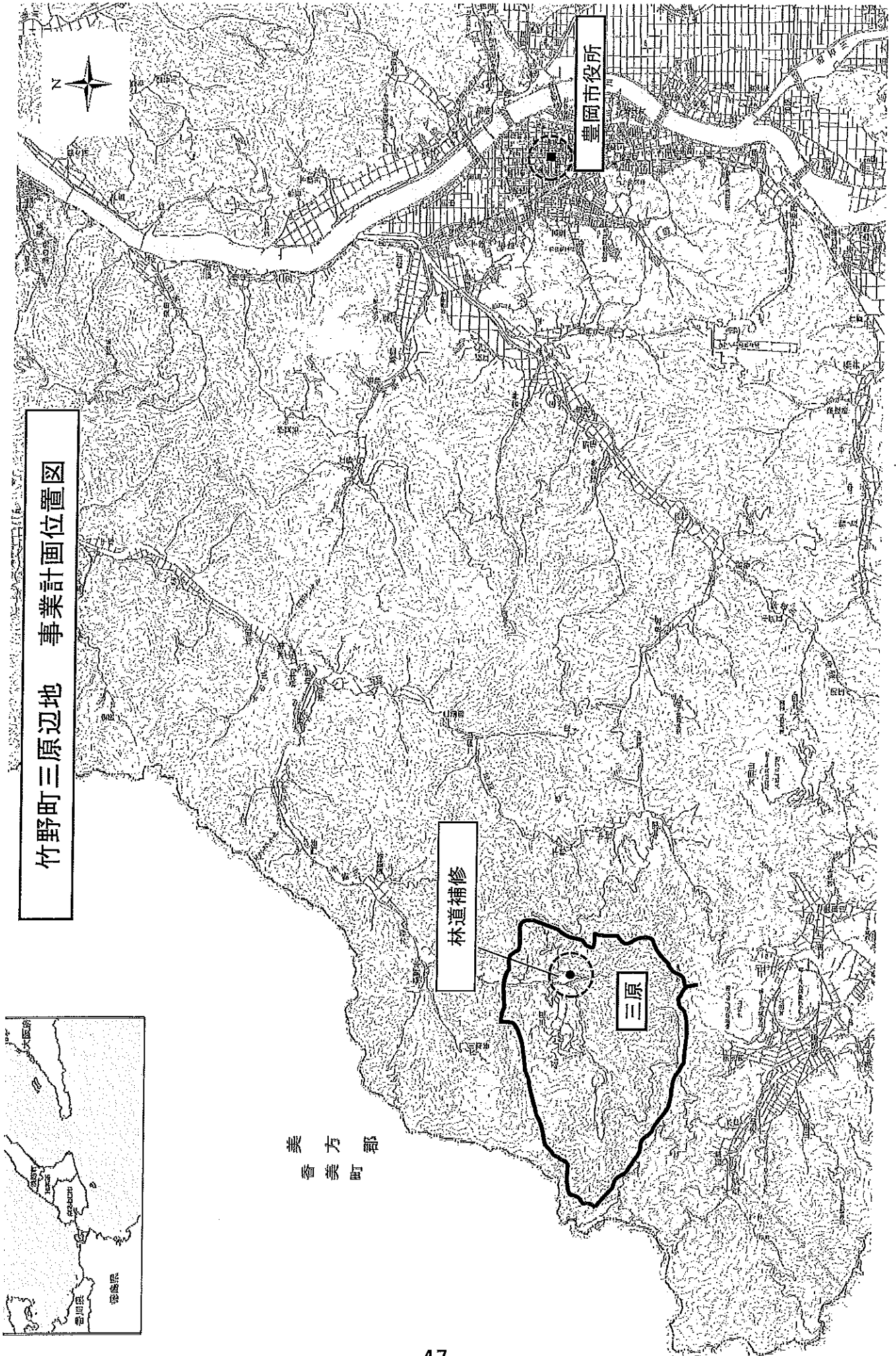
3 公共的施設の整備計画

平成 30 年度 (1 年間)

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道奥山床瀬線	豊岡市	3,211	0	3,211	3,200
合計		3,211	0	3,211	3,200

竹野町三原辺地 事業計画位置図



美 方 郡
香 美 町

豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市日高町田ノ口辺地

(辺地の人口 93人 面積 2.3km²)

1 辺地の概況

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 | 豊岡市日高町田ノ口 |
| (2) 地域の中心の位置 | 豊岡市日高町田ノ口ナラギ23 |
| (3) 辺地度点数 | 110点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地区は、市の中心部から南西へ約20kmに位置し、田ノ口川沿いに集落があり山間部に位置する辺地地区である。

豊岡市ではスギ・ヒノキの人工林について、適切な保育事業(除間伐、搬出間伐等)及び林道・作業道等の森林路網の整備を実施することにより、森林の持つ水源かん養等の公的機能向上を図ると共に防災機能の強化に努めている。

林道田ノ口栃本線は、豊岡市日高町田ノ口から豊岡市日高町栃本を結ぶ3.0kmの森林管理道で平成3年3月に開通した。沿線の利用区域は71ha(うち人工林23ha)であり、主伐・間伐等の施業が頻繁に行われている。林道開通から25年以上が経過し、近年の局地的豪雨などにより林道路面が大きく侵食される傾向にあり、ほぼ全線に渡り通行に支障が生じている状況にある。また、当林道は田ノ口集落から栃本集落を通じ国道482号を結ぶ重要な生活道路に位置付けており、林業以外での通行も多い。

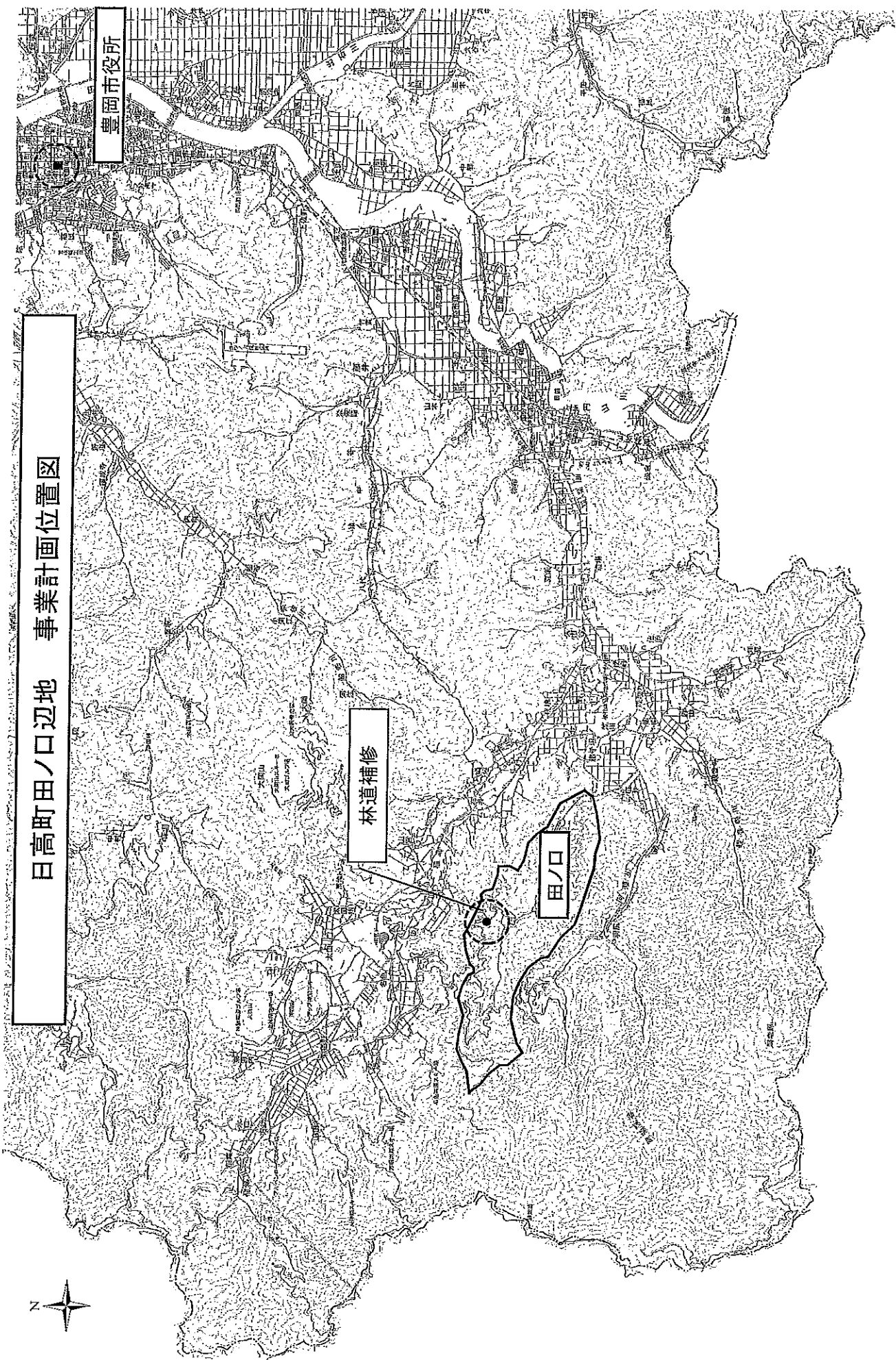
このため、林道路面の特に荒廃の著しい箇所を重点的に舗装補修することにより、通行の安全確保を重点に置き、更なる森林整備の推進を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度 (1年間)

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道田ノ口 栃本線	豊岡市	3,360	0	3,360	3,300
合計		3,360	0	3,360	3,300



日高町田ノ口辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

林道補修

田ノ口



第3号議案

建物の取得について



豊岡市生涯学習サロン整備事業のために必要な物件として、下記の建物を取得しようとする。

よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

1 取得する建物の表示	豊岡市千代田町109番地3、194番地、194番地3
2 家屋番号	109番3
3 延床面積	713.41 m ²
4 取得予定価格	20,304,000 円
5 契約の相手方	 

（備考） 明細は別紙のとおり

(別紙)

取得する建物の明細

種 類	構 造	床面積 (㎡)	所有者 (契約の相手方)
店 舗	鉄骨造陸屋根 2階建	1階 388.60	[REDACTED]
		2階 324.81	
合 計		713.41	

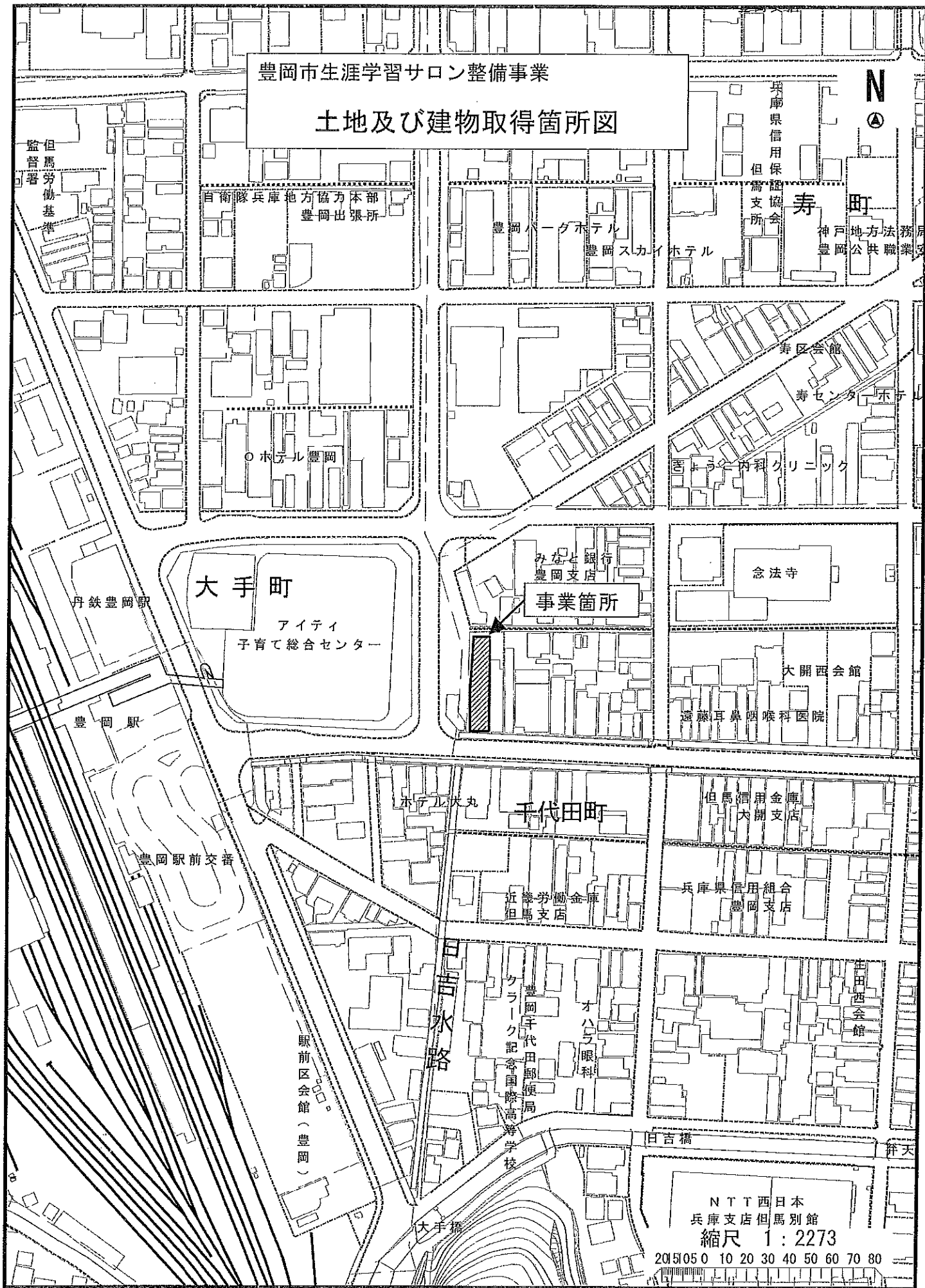
(参考)

取得する土地の状況

所 在 地 番	地目	地積 (㎡)	取得予定価格	所有者 (契約の相手方)
豊岡市千代田町 109番 3	宅地	194.14	/	[REDACTED]
豊岡市千代田町 194番	宅地	157.17		[REDACTED]
豊岡市千代田町 194番 3	宅地	90.78		[REDACTED]
豊岡市千代田町 194番 7	宅地	36.01		
合 計		478.10	40,400,000円	

豊岡市生涯学習サロン整備事業

土地及び建物取得箇所図



NTT西日本
兵庫支店但馬別館
縮尺 1 : 2273
2015050 10 20 30 40 50 60 70 80

第4号議案

工事請負変更契約の締結について

平成28年12月27日議決のあった第116号議案にかかる円山川運動公園移転整備工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 契約の目的 円山川運動公園移転整備工事
- 2 契約の金額 変更後 975,543,480円
(変更前 954,720,000円)
- 3 契約の相手方 福井・大石特別共同企業体
代表者 兵庫県豊岡市庄境984番地の1
福井建設 株式会社 豊岡支店
支店長 馬場崎 和夫

構成員 兵庫県豊岡市但東町矢根1106番地
大石建設設備 株式会社
代表取締役 大石 徳昭

参考資料

平成28年度 円山川運動公園移転整備工事

変更の概要

工事名称	変更前	変更後
基盤整備工		
購入土盛土	V=47,100m ³	V=27,700m ³
セメント安定処理工	V=24,000m ³	V=63,500m ³
水田復旧整備工		
石礫除去	—	石礫除去工
道路整備工		
アスファルト舗装工	A=1,400m ²	A=2,700m ²

第5号議案

豊岡市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について

平成30年度豊岡市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価を下記のとおり定めたいので、豊岡市農業共済条例（平成17年豊岡市条例第115号）第5条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 賦課総額 | 5,808,000円 |
| 2 賦課単価 | |
| (1) 水稲共済割 | 共済金額1万円当たり 20円 |
| (2) 麦共済割 | 共済金額1万円当たり 20円 |
| (3) 家畜共済割 | |
| ア 乳牛 | 共済金額1万円当たり 60円 |
| イ 肉用牛 | 共済金額1万円当たり 50円 |
| ウ 豚 | 共済金額1万円当たり 40円 |
| (4) 果樹共済割 | 共済金額1万円当たり 50円 |
| (5) 畑作物共済割 | 共済金額1万円当たり 60円 |
| (6) 園芸施設共済割 | |
| ア プラスチックハウスⅡ類 | 共済金額1万円当たり 10円 |
| イ ガラス室Ⅱ類 | 共済金額1万円当たり 2円 |

第6号議案

平成30年度豊岡市農業共済事業農作物共済特別積立金の取崩しについて

平成30年度に実施する水稻損害防止事業費に充てるため、水稻特別積立金を下記のとおり取崩したいので、豊岡市農業共済条例（平成17年豊岡市条例第115号）第168条第4項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 水稻特別積立金の取崩し額 3, 2 8 6 千円以内

○ 水稻特別積立金取崩し額の根拠 3,286 千円以内 (特積戻入、業務繰入)

有害鳥獣等対策事業費 (1)	4,000,000円
水稻共済損害防止事業費助成金 (2)	714,000円
(1) - (2)	<u>3,286,000円</u>

(資 料)

○ 特別積立金取崩しに係る共済収支の5年後(平成35年度)の推計

	推 計 の 項 目	見込金額等
①	積立金見込残高	98,189千円
②	支払責任共済金見込額	16,709千円
③	手持共済掛金見込額	2,007千円
④	支払責任共済金への積立金充当必要額 (②-③)	14,702千円
⑤	積立金取崩しによる支払余力 (①/④)	約6.7倍

以上のおおりに推計されることから、今後5年間、共済金の支払いに窮するおそれはないものと予測される。

第7号議案

豊岡市農業共済事業農作物共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定 について

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第107条第4項の規定に基づき、農作物共済の危険段階基準共済掛金率を設定するにあたり、危険段階の数及び危険指数の設定方法等を次のとおり定めたいので、「農作物危険段階基準共済掛金率設定要領」第7の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 危険段階の別を定める共済事業及び共済目的 農作物共済
- 2 危険段階の別を定める設定方式 組合員等別危険段階設定方式
- 3 危険段階の別を定める共済目的 水稻
- 4 危険段階の別を定める引受方式 一筆方式及び品質方式
- 5 危険段階の数 一筆方式及び品質方式とも 6（5＋基準）
- 6 危険指数の設定方法
一筆方式及び品質方式とも、危険段階の最小値の危険程度を表す指数を「1」とし、最大値の指数を最小値の「2」倍に設定する。
- 7 危険段階基準共済掛金率の適用開始 平成30年産から適用

水稻共済險段階基準共済掛金率等

共済目的	類区分	危険段階 区分	被害率の 平均 (%)	危険 指数	掛金率(%)
水稻	一筆方式	1	5.069	2.000	0.188
		2	1.054	1.208	0.114
		3	0.236	1.046	0.098
		4	0.047	1.009	0.095
		5	0.001	1.000	0.094
		6(基準)			0.097
	品質方式	1	5.069	2.000	0.781
		2	1.054	1.208	0.474
		3	0.236	1.046	0.407
		4	0.047	1.009	0.395
		5	0.001	1.000	0.391
		6(基準)			0.403

第8号議案

豊岡市農業共済事業家畜共済に係る危険段階共済掛金標準率等の設定 について

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第115条第3項の規定に基づき、家畜共済の危険段階共済掛金標準率を設定するにあたり、危険段階の数及び危険指数の設定方法等を次のとおり定めたいので、「家畜共済危険段階共済掛金標準率等設定要領」第7の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 危険段階の別を定める共済事業 家畜共済事業
- 2 危険段階の別を定める共済目的の種類
成乳牛・育成乳牛・乳用子牛等・肥育用成牛・その他の肉用成牛・その他の肉用子牛等
- 3 危険段階の別を定める数
 - (1) 成乳牛、乳用子牛等、その他の肉用成牛、その他の肉用子牛等
死廃、病傷それぞれ3段階に区分し、それに組合標準率を加え、死廃と病傷の組合せにより16段階とする。
 - (2) 育成乳牛
死廃は、区分なし。病傷のみ3段階に区分し、それに組合標準率を加え、死廃と病傷の組合せにより4段階とする。
 - (3) 肥育用成牛
死廃、病傷それぞれ2段階に区分し、それに組合標準率を加え、死廃と病傷の組合せにより9段階とする。
- 4 危険指数の設定方法
危険段階被害率の最小値の危険段階の危険程度を示す指数を「1」とし、最大値を最小値の「2」倍（成乳牛の病傷のみ「1.646」倍）に設定する。
- 5 危険段階共済掛金標準率等の適用時期 平成30年4月1日から適用

資料

家畜共済危険段階共済掛金標準率等

共済目的 の種類	危険段階 区分	死 麁			病 傷		
		危険段階	掛金率 (%)	危険指数	危険段階	掛金率 (%)	危険指数
成乳牛	1	1	17.350	2.000	1	12.985	1.646
	2	1	17.350	2.000	2	9.924	1.258
	3	1	17.350	2.000	3	7.889	1.000
	4	1	17.350	2.000	基準	10.167	—
	5	2	13.984	1.612	1	12.985	1.646
	6	2	13.984	1.612	2	9.924	1.258
	7	2	13.984	1.612	3	7.889	1.000
	8	2	13.984	1.612	基準	10.167	—
	9	3	8.675	1.000	1	12.985	1.646
	10	3	8.675	1.000	2	9.924	1.258
	11	3	8.675	1.000	3	7.889	1.000
	12	3	8.675	1.000	基準	10.167	—
	13	基準	13.396	—	1	12.985	1.646
	14	基準	13.396	—	2	9.924	1.258
	15	基準	13.396	—	3	7.889	1.000
	16	基準	13.396	—	基準	10.167	—
育成乳牛	1	1	2.584	1.000	1	1.249	2.000
	2	1	2.584	1.000	2	0.874	1.400
	3	1	2.584	1.000	3	0.624	1.000
	4	1	2.584	1.000	基準	0.955	—
乳用子牛等	1	1	14.214	2.000	1	5.214	2.000
	2	1	14.214	2.000	2	3.355	1.287
	3	1	14.214	2.000	3	2.607	1.000
	4	1	14.214	2.000	基準	3.899	—
	5	2	9.651	1.358	1	5.214	2.000
	6	2	9.651	1.358	2	3.355	1.287
	7	2	9.651	1.358	3	2.607	1.000
	8	2	9.651	1.358	基準	3.899	—
	9	3	7.107	1.000	1	5.214	2.000
	10	3	7.107	1.000	2	3.355	1.287
	11	3	7.107	1.000	3	2.607	1.000
	12	3	7.107	1.000	基準	3.899	—
	13	基準	10.725	—	1	5.214	2.000
	14	基準	10.725	—	2	3.355	1.287
	15	基準	10.725	—	3	2.607	1.000
	16	基準	10.725	—	基準	3.899	—
肥育用成牛	1	1	2.157	2.000	1	1.565	2.000
	2	1	2.157	2.000	2	0.782	1.000
	3	1	2.157	2.000	基準	1.562	—
	4	2	1.079	1.000	1	1.565	2.000
	5	2	1.079	1.000	2	0.782	1.000
	6	2	1.079	1.000	基準	1.562	—
	7	基準	2.153	—	1	1.565	2.000
	8	基準	2.153	—	2	0.782	1.000
	9	基準	2.153	—	基準	1.562	—

資料

共済目的 の種類	危険段階 区分	死 廃			病 傷		
		危険段階	掛金率 (%)	危険指数	危険段階	掛金率 (%)	危険指数
その他の肉 用成牛	1	1	1.726	2.000	1	4.272	2.000
	2	1	1.726	2.000	2	3.204	1.500
	3	1	1.726	2.000	3	2.136	1.000
	4	1	1.726	2.000	基準	3.181	—
	5	2	1.176	1.362	1	4.272	2.000
	6	2	1.176	1.362	2	3.204	1.500
	7	2	1.176	1.362	3	2.136	1.000
	8	2	1.176	1.362	基準	3.181	—
	9	3	0.863	1.000	1	4.272	2.000
	10	3	0.863	1.000	2	3.204	1.500
	11	3	0.863	1.000	3	2.136	1.000
	12	3	0.863	1.000	基準	3.181	—
	13	基準	1.244	—	1	4.272	2.000
	14	基準	1.244	—	2	3.204	1.500
	15	基準	1.244	—	3	2.136	1.000
	16	基準	1.244	—	基準	3.181	—
その他の肉 用子牛等	1	1	4.771	2.000	1	8.379	2.000
	2	1	4.771	2.000	2	6.402	1.528
	3	1	4.771	2.000	3	4.190	1.000
	4	1	4.771	2.000	基準	6.398	—
	5	2	3.569	1.496	1	8.379	2.000
	6	2	3.569	1.496	2	6.402	1.528
	7	2	3.569	1.496	3	4.190	1.000
	8	2	3.569	1.496	基準	6.398	—
	9	3	2.386	1.000	1	8.379	2.000
	10	3	2.386	1.000	2	6.402	1.528
	11	3	2.386	1.000	3	4.190	1.000
	12	3	2.386	1.000	基準	6.398	—
	13	基準	3.606	—	1	8.379	2.000
	14	基準	3.606	—	2	6.402	1.528
	15	基準	3.606	—	3	4.190	1.000
	16	基準	3.606	—	基準	6.398	—

第9号議案

豊岡市農業共済事業畑作物共済に係る危険段階基準共済掛金率等の 設定について

農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第120条の15第6項の規定に基づき、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率を設定するにあたり、危険段階の数及び危険指数の設定方法等を次のとおり定めたいので、「畑作物危険段階基準共済掛金率等設定要領」第7の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 危険段階の別を定める共済事業 畑作物共済
- 2 危険段階の別を定める設定方式 組合員等別危険段階設定方式
- 3 危険段階の別を定める共済目的 大豆3類・そば2類
- 4 引受方式
大豆3類：一筆方式及び全相殺方式
そば2類：全相殺方式
- 5 危険段階の数
大豆3類 3 (2+基準)
そば2類 4 (3+基準)
- 6 危険指数の設定方法
大豆3類：危険段階の最小値の危険程度を表す指数を「1」とし、最大値の指数を最小値の「2」倍にして設定した。
そば2類：危険段階の最小値の危険程度を表す指数を「1」とし、最大値の指数を最小値の「1.342」倍にして設定した。
- 7 危険段階基準共済掛金率の適用時期 平成30年産から適用

資料

畑作物共済(大豆・そば)危険段階基準共済掛金率等

共済目的	類区分	危険段階 区 分	被害率の 平 均 (%)	危 險 指 数	掛金率(%)	
					一 筆 方 式	全相殺 方 式
大豆	3類 (丹波黒以 外の黒大 豆)	1	1.4	2.000	9.1	10.9
		2	0.0	1.000	4.5	5.4
		3(基準)	—	—	8.3	9.9
そば	2類 (秋そば)	1	32.5	1.342	—	28.0
		2	26.5	1.095	—	22.9
		3	24.2	1.000	—	20.9
		4(基準)	—	—	—	23.5

第 10 号議案

豊岡市農業共済事業園芸施設共済に係る危険段階基準共済掛金率等の 設定について

農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)第 120 条の 23 第 3 項の規定に基づき、園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率を設定するにあたり、危険段階の数及び危険指数の設定方法等を次のとおり定めたいので、「園芸施設危険段階基準共済掛金率等設定要領」第 8 の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 23 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 危険段階の別を定める共済事業 園芸施設共済
 - 2 危険段階の別を定める設定方式 組合員等別危険段階設定方式
 - 3 危険段階の別を定める施設区分 プラスチックハウスⅡ類
 - 4 危険段階の別を定める共済目的
特定園芸施設及び附帯施設・特定園芸施設撤去費用
 - 5 危険段階の数
特定園芸施設及び附帯施設 4 (3 + 基準)
特定園芸施設撤去費用 3 (2 + 基準)
 - 6 危険指数の設定方法
特定園芸施設及び附帯施設・特定園芸施設撤去費用
- 危険段階の最小値の危険程度を表す指数を「1」とし、最大値を最小値の「2」倍に設定する。
- 7 危険段階基準共済掛金率の適用時期 平成 30 年 4 月 1 日から適用

園芸施設共済危険段階基準共済掛金率等

施設区分	共済目的	危険段階区分	被害率の平均 (%)	危険指数	掛金率 (%)
プラスチックハウスⅡ類	特定園芸施設及び附帯施設	1	11.696	2.000	5.629
		2	0.746	1.064	2.995
		3	0.000	1.000	2.814
		4(基準)	—	—	3.044
	特定園芸施設撤去費用	1	80.869	2.000	1.407
		2	0.000	1.000	0.703
		3(基準)	—	—	0.711

第11号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

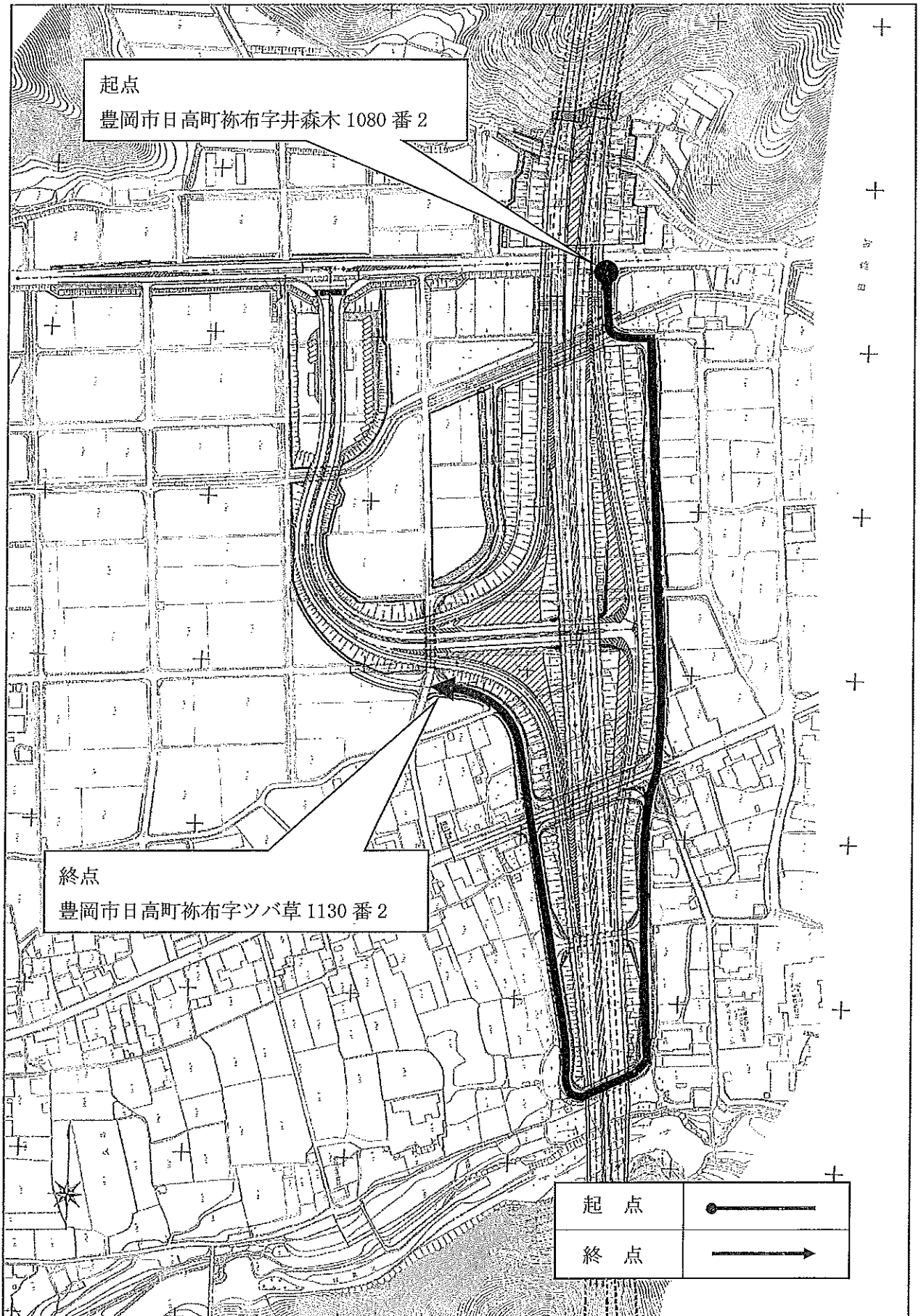
整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	主な 経過地
1	日高神鍋高原イ ンター外周線	豊岡市日高町祢布字井森木 1080 番 2 豊岡市日高町祢布字ツバ草 1130 番 2	

(参考)

(単位：m)

整理 番号	地区名	路線名	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地
1	日高	日高神鍋高原イ ンター外周線	862.1	6.3	10.9	

路線認定図 日高神鍋高原インター外周線



第12号議案

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、下記のとおり市道路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

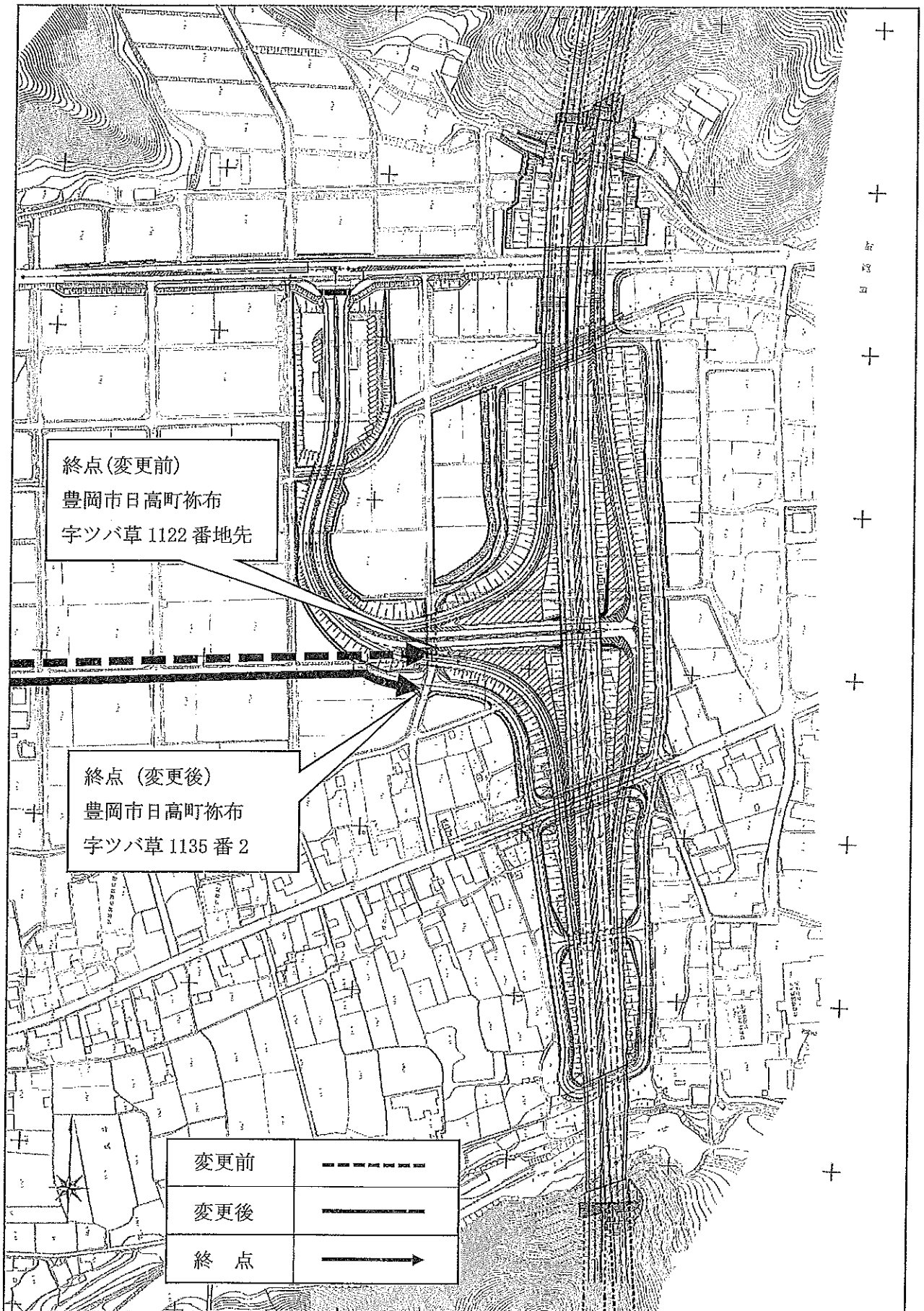
整理 番号	路 線 名		起 点 終 点	主な 経過地
1	久斗北線	旧	豊岡市日高町久斗字アヅチ443番 地先 豊岡市日高町祢布字ツバ草1122番 地先	
		新	豊岡市日高町久斗字アヅチ443番 地先 豊岡市日高町祢布字ツバ草1135番2	
2	ことぶき苑線	旧	豊岡市日高町祢布字南構1255番1 地先 豊岡市日高町祢布字南構1305番3 地先	
		新	豊岡市日高町祢布字南構1255番9 豊岡市日高町祢布字南構1305番3 地先	

(参考)

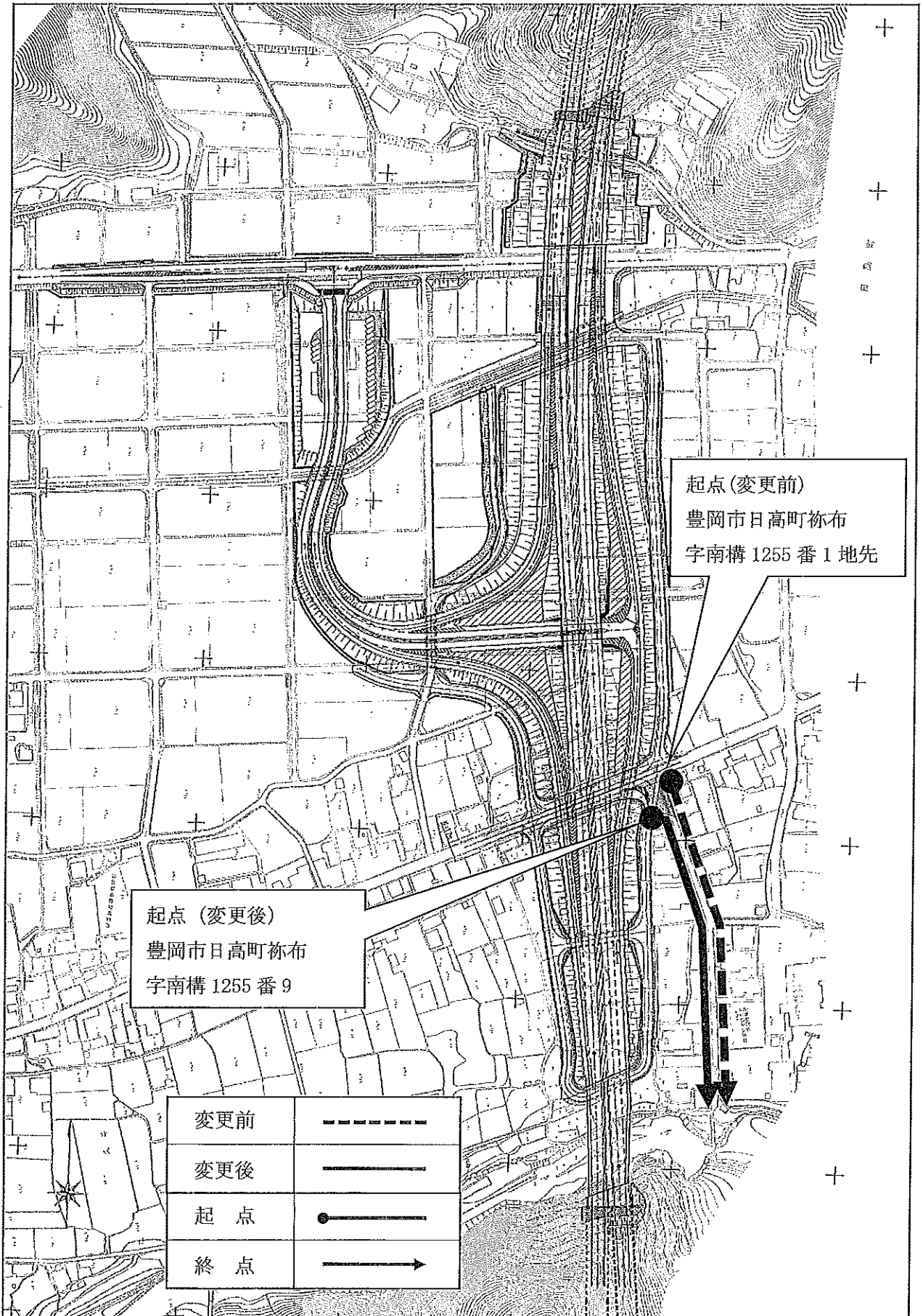
(単位：m)

整理 番号	路線名	新旧 の別	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地	備考
1	久斗北線	旧	768.6	1.9	9.1		
		新	767.8	1.9	9.1		
2	ことぶき苑線	旧	206.4	3.5	4.5		
		新	190.5	3.5	22.4		

路線変更図 久斗北線



路線変更図 ことぶき苑線



第13号議案

物件購入契約の締結について

除雪ドーザ9 t級（道路維持作業車）の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。

よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 契約の目的 除雪ドーザ9 t級（道路維持作業車）の購入
 - 2 契約の方法 指名競争入札
 - 3 契約の金額 15,501,680円
（除雪ドーザ1台 但東）
 - 4 契約の相手方 兵庫県豊岡市今森字八鳥555
但馬重機株式会社 豊岡支店
取締役営業部長兼豊岡支店長 羽賀 武彦
- （備考）納入期限 平成30年3月30日
主な仕様 除雪ドーザ 9 t級
サイドスライドアングリングプラウ
バケット 1.5 m³